

令和4年第3回（4月）佐渡市議会臨時会会議録（第1号）

令和4年4月13日（水曜日）

議事日程（第1号）

令和4年4月13日（水）午前10時00分開会・開議

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 議案第45号、議案第46号
- 第 4 （市民厚生常任委員会付託案件）
議案第45号、議案第46号
- 第 5 議案第47号

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（17名）

1番	平 田 和 太 龍 君	2番	山 本 健 二 君
3番	林 純 一 君	4番	佐 藤 定 君
5番	中 川 健 二 君	6番	後 藤 勇 典 君
8番	室 岡 啓 史 君	9番	広 瀬 大 海 君
10番	上 杉 育 子 君	12番	山 田 伸 之 君
13番	荒 井 眞 理 君	14番	駒 形 信 雄 君
16番	金 田 淳 一 君	17番	中 村 良 夫 君
18番	中 川 直 美 君	19番	近 藤 和 義 君
21番	佐 藤 孝 君		

欠席議員（4名）

7番	北 啓 君	11番	稲 辺 茂 樹 君
15番	山 本 卓 君	20番	坂 下 善 英 君

地方自治法第121条の規定により出席した者

市 長	渡 辺 竜 五 君	副 市 長	伊 貝 秀 一 君
教 育 長	新 発 田 靖 君	総 合 政 策 監	日 坂 仁 君
総 務 部 長	中 川 宏 君	企 画 財 政 長	猪 股 雄 司 君
市 民 生 活 部 長	金 子 聡 君	教 育 次 長	磯 部 伸 浩 君

事務局職員出席者

事務局次長	齊	藤	壯	一	君	庶務係長	松	塚	洋	樹	君	
議事調査係長	数	馬	慎	司	君	議事調査係	余	湖	巳	和	寿	君

午前10時00分 開会・開議

- 議長（佐藤 孝君） おはようございます。ただいまの出席議員数は17名であります。定足数に達しておりますので、これより令和4年第3回（4月）佐渡市議会臨時会を開会いたします。
これより本日の会議を開きます。
-

日程第1 会議録署名議員の指名

- 議長（佐藤 孝君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
今臨時会の会議録署名議員は、1番、平田和太龍君及び3番、林純一君を指名いたします。
-

日程第2 会期の決定

- 議長（佐藤 孝君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。
ここで報告いたします。閉会中に議会運営委員に平田和太龍君を指名しましたので、報告いたします。
それでは、今臨時会の会期及び会期日程について、議会運営委員会からの報告を求めます。
議会運営委員、駒形信雄君。

〔議会運営委員 駒形信雄君登壇〕

- 議会運営委員（駒形信雄君） おはようございます。去る4月12日に議会運営委員会を開催し、今臨時会の会期及び会期日程について協議しましたので、報告します。
会期につきましては、本日1日とします。
会期日程は、お手元に配付した会期日程表を御覧ください。この後、議案の上程、質疑、常任委員会付託を行い、常任委員会の審査となります。常任委員会の審査が終了次第、当該報告書を配付し、委員長質疑等の受付の後、議会運営委員会を開催し、その後、本会議を再開します。なお、再開時間は常任委員会の進捗状況を見て決定し、事務局より周知させます。本会議再開後は、委員長の報告、採決の後、教育委員会委員の任命について議案の上程、採決を行います。
報告は以上であります。

- 議長（佐藤 孝君） ただいまの報告に対する質疑を許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（佐藤 孝君） 質疑なしと認めます。

議会運営委員会からの報告に対する質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいまの議会運営委員会の報告のとおり、今臨時会の会期は本日1日といたしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（佐藤 孝君） 異議なしと認めます。

よって、今臨時会の会期は本日1日と決定いたしました。

日程第3 議案第45号、議案第46号

- 議長（佐藤 孝君） 日程第3、議案第45号及び議案第46号についてを一括議題といたします。

市長から提案理由の説明を求めます。

市長、渡辺竜五君。

〔市長 渡辺竜五君登壇〕

○市長（渡辺竜五君） それでは、議案第45号から上程をさせていただきます。

まず、議案第45号 専決処分の承認を求めることについて（佐渡市税条例の一部を改正する条例の制定について）。本案は、令和4年度税制改正に伴い、令和4年3月31日付の専決処分により佐渡市税条例の一部を改正したことについて議会の承認を求めるものです。主な改正内容は、令和4年度の固定資産税の上昇幅を抑える特例など、地方税法の改正に伴う所要の改正を行うものです。

議案第46号 専決処分の承認を求めることについて（佐渡市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について）。本案は、令和4年度税制改正に伴い、令和4年3月31日付の専決処分により佐渡市国民健康保険税条例の一部を改正したことについて議会の承認を求めるものです。主な改正内容は、中間所得者数の保険税負担の軽減を図るため、基礎課税額等に係る課税限度額を引上げするほか、所要の改正を行うものです。

よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（佐藤 孝君） これより議案の順序に従い、質疑に入ります。

議案第45号 専決処分の承認を求めることについて（佐渡市税条例の一部を改正する条例の制定について）の質疑を許します。質疑はありませんか。

中川直美君。

○18番（中川直美君） 今ほど提案理由で説明があったとおり、地価上昇で負担増となる場合は商業地に限ってということなのですが、議案関係資料集の中に佐渡市の場合は対象となる土地はほとんどありませんということになっています。ほとんどですから、対象になっておる地域があるのではないかと思います。例えば東大通かいわいななんか結構ドラッグストアなんかが出ているというような状況があります。令和4年度に限りいわゆる激変緩和措置みたいな感じになるのですが、その辺どうなのかが1点です。

2つ目は、ほとんどないのだったら何も改正する必要もないのではないかと。本法の改正だというのは百も承知ですが、何か不都合があるのでしょうか。

○議長（佐藤 孝君） 金子市民生活部長。

○市民生活部長（金子 聡君） 御説明します。

今回の固定資産税の負担調整、これは評価額と課税標準額の開きを抑えるということで平成9年度から行われております。佐渡市においては、その開きがほとんどなくなっておる状況であって、今回の分で試算をしますと3筆、数百円程度の負担軽減、2.5%引っかかるということになっております。その程度のものでいいながらも、これはやっぱり本法が変わっておりますので、当然その下につく市の条例も併せて改正したいということになります。

○議長（佐藤 孝君） 中川直美君。

○18番（中川直美君） 今ほど3筆ほどということを行いました、地区というところになるのでしょうか。

参考のために教えていただきたいというふうに思います。

○議長（佐藤 孝君） 金子市民生活部長。

○市民生活部長（金子 聡君） 申し訳ありません。個別の地区については、この場にちょっと私資料を持ち合わせておりません。

○議長（佐藤 孝君） 中川直美君。

○18番（中川直美君） 大体どこか分かりませんか。

○議長（佐藤 孝君） 金子市民生活部長。

○市民生活部長（金子 聡君） 御説明します。

商業地域ですので、恐らく皆さんが思われているような佐渡の中の場所ですけれども、場所を特定してこの場では私説明はできません。

○議長（佐藤 孝君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 孝君） 質疑なしと認めます。

議案第45号についての質疑を終結いたします。

次に、議案第46号 専決処分承認を求めることについて（佐渡市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について）の質疑を許します。質疑はありませんか。

中川直美君。

○18番（中川直美君） これも本法の改正によるものなのですが、御承知のとおり2000年の地方分権の改革以降、国保というのは自治事務ですから、自分のところで決めればいい。中には上げないところもあるわけなのだけれども、ちょっとこれ全体として国保の最高限度額が99万円から102万円になるというのは、ちょっとこれ無理があるのではないかと思うのですが、そこで4点ほど聞きます。

1つは、ここに資料も出ているように、この真ん中に出ている線というのがいわゆる応能応益割合の関係ですよ。応能応益割合って現在何%ずつになるのか教えてください。

2点目、限度額該当世帯割合、数は一体どのぐらいになるのか。国の資料でももちろんそのことは推計としてやっていますから、どのぐらいになるのか。佐渡市の場合は、限度に達する方がほとんどいないはずですから、そういう意味で言うと、市長から先ほど提案があったけれども、中間層を引き下げるという話には私つながらないのだと思うのだけれども、どうなのか。

3点目、限度額引上げによる収入別の影響額、先ほど市長の提案理由にあったように中間層の伸びを抑えるわけですよ。それがどうなるのか。国の資料ですと、年収400万円はプラス6%、限度額に達している人はプラス3%という資料になっています。つまり限度額も結構、中間層といっても、これやらなかったら6%以上上がるということを言いたいわけだけれども、国は、影響があるのではないのかということです。

4点目、今日の新聞にも出ていましたが、市町村民所得の計算方法が変わって県内で佐渡市が一番大変だと。給料は上がらない、年金は下がる、そして物価高という三重苦が今コロナ禍の中で市民の暮らしを襲っているわけなのだけれども、そこにつながっていくことなものですから、今後本算定が6月ということになるのだらうと思いますが、限度額との関係でどのように考えているのかお答え願いたい。

○議長（佐藤 孝君） 金子市民生活部長。

○市民生活部長（金子 聡君） 御説明します。

最初の応能と応益の負担割合、55対45を現在佐渡市が算定の基準にしております。今回の限度額引上げによってその限度額に達する、該当する世帯数が、昨年度の所得でしかできませんけれども、26世帯になるだろうというふうに試算しております。

それから、先ほど限度額によって6%という割合の数字がありましたけれども、その数字については、申し訳ありませんが、私どもで今試算しておりませんので、持ち合わせておりません。

それから、最後のほうの所得が下がっている中ということなのですけれども、まず今回のものについては高所得層、ここの限度額を上げるということでもあります。それによって、それ以下の中間所得層、その軽減を図るということなのですけれども、コロナの関係で所得が下がるということ、ただし保険税は一定の額を確保しなければいけない。当然その部分の跳ね返りということは、限度額を上げたとしても中間層まで最終的には本算定のときに少なからず影響が出るだろうというふうには見込んでおります。

以上です。

○議長（佐藤 孝君） 中川直美君。

○18番（中川直美君） 最後の、要はこれらも含めて6月の本算定をどうするかという仕掛けにもなっているわけです。そこは答弁がなかったのだけれども、漏れているので、2回目をお願いします。

あなた方の言うところの中間層というのは、どの世帯を指しているのでしょうか。つまり昨年度の決算審査の資料によりますと、360万円から230万円が大体中間層になるのかなと。これは、582世帯、4.4%しかいません。230万円以下の世帯が91%いるわけです。中間層、中間層と言うのだけれども、結果として負担増をやっていくということになりはしませんか。そもそも99万円が102万円になるというの、これ無理があります。しかも、国保の課税所得というのは収入から基礎控除の43万円引いただけでしょう。生活実態を全く反映していないと思うのですが、いかがですか。

○議長（佐藤 孝君） 金子市民生活部長。

○市民生活部長（金子 聡君） 御説明します。

最初のほうの本算定の部分は、これやっぱり社会保障ですので、所得に応じてそれぞれ配分して負担をしていただく必要があります。その部分については、今後本算定の中でどういう影響が出るか、どういう額が出るかに基づいて検討を加えていきたいと思っております。

それから、後のほうの中間層の割合ですけれども、私どもは、中間層自体は高所得者限度額にいかない下の世代、ここを広く薄く負担が軽減されるだろうというふうに今回は試算しておりますけれども、これも昨年度の所得を用いたものでありますので、今年度の本算定において所得がどうなるかということから考えなければいけませんので、その辺の数字については今ここでは申し上げられないという状況でございます。

○議長（佐藤 孝君） 中川直美君。

○18番（中川直美君） 今市民生活部長が言った答弁によると、限度額以外は中間層だという言い方でないですか。7割、5割が下で、その間を言うのだろうと思うのだけれども、例えば、これも昨年度の決算審査の資料ですが、所得階層で200万円の方が162世帯、約5,400万円も滞納しているわけでしょう。正規の保険証が配られていない人、つまり納めたくても納められなくて正規の保険証もらえていない人が300世帯で486人もいるわけでしょう。こういったコロナ禍の中でやっぱりさっき言ったように給料が上がらな

い、年金も下がる、物価はどんどん上がるという中で、負担を99万円から102万円に上げる。結果的に10万円あげるところを7万円に抑えるという話でないですか。それだから、それも含めて本算定に向かってどうしていくのかというのが今問われているということを言っているのですが、結果的に先ほど言ったように200万円の所得階層の世帯が同じ負担になっている。夫婦2人、子供2人世帯で収入の、さっき言った基礎控除を抜いただけの、43万円抜いた収入の15%ぐらいでしょう、国保税の負担が。これは無理があるのではないかと思うのだけれども、いかがですか。何らかの対策がないとこれ駄目だと思うのですが、どうですか。

○議長（佐藤 孝君） 金子市民生活部長。

○市民生活部長（金子 聡君） 御説明いたします。

コロナの影響については、コロナに応じた減免制度というものを現在用いてはおります。今中川議員が言われておる、もともと国民健康保険自体の負担が大きいのではないかとということかと思えますけれども、全体的な社会保障の中のバランスを考えなければいけない。それから、昨年度の所得の状況を見てどのような対応を取っていくかということは今後詰めていかなければいけませんので、今この時点でこういう方針で固めましたということは決めておりませんので、申し訳ありません。御説明できません。

○議長（佐藤 孝君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 孝君） 質疑なしと認めます。

議案第46号についての質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第45号及び議案第46号については、お手元に配付してあります委員会付託表のとおり、市民厚生常任委員会に付託いたします。

ここで、委員会審査のため暫時休憩します。

午前10時17分 休憩

午前11時45分 再開

○議長（佐藤 孝君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第4 （市民厚生常任委員会付託案件）

議案第45号、議案第46号

○議長（佐藤 孝君） 日程第4、これより市民厚生常任委員会に付託した案件についてを議題といたします。

市民厚生常任委員会に付託した案件について、委員長の報告を求めます。

市民厚生常任委員長、山田伸之君。

〔市民厚生常任委員長 山田伸之君登壇〕

○市民厚生常任委員長（山田伸之君） 委員会審査報告。

本委員会に付託の事件は、審査の結果次のとおり決定したので、会議規則第109条の規定に基づき報告します。

議案第45号 専決処分の承認を求めることについて（佐渡市税条例の一部を改正する条例の制定について）。本案は、令和4年度税制改正に伴い、佐渡市税条例の一部改正を令和4年3月31日付で専決処分したことについて、議会の承認を求めるものであります。主な内容は、固定資産税の上昇幅を抑える特例など、地方税法の改正に伴う所要の改正を行うものであります。審査の結果、承認すべきものとして決定しました。

議案第46号 専決処分の承認を求めることについて（佐渡市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について）。本案は、令和4年度税制改正に伴い、佐渡市国民健康保険税条例の一部改正を令和4年3月31日付で専決処分したことについて、議会の承認を求めるものであります。主な内容は、中間所得者層の保険税負担の軽減を図るため、基礎課税額等に係る課税限度額を引上げするほか、所要の改正を行うものであります。審査の結果、承認すべきものとして決定しました。

以上であります。

○議長（佐藤 孝君） 以上で市民厚生常任委員長の報告は終わりました。

これより市民厚生常任委員会に付託した案件について採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 孝君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第47号

○議長（佐藤 孝君） 日程第5、議案第47号 佐渡市教育委員会委員の任命についてを議題といたします。

市長から提案理由の説明を求めます。

渡辺市長。

〔市長 渡辺竜五君登壇〕

○市長（渡辺竜五君） 議案第47号 佐渡市教育委員会委員の任命について。

本案は、佐渡市教育委員会委員の中村友子氏の任期が本年5月7日をもって満了となるため、その後任として岩崎奈美氏を任命することについて議会の同意を求めるものです。

よろしく御賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長（佐藤 孝君） ただいま議題となっております議案第47号については、会議規則第37条第3項の規定により委員会の付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 孝君） 異議なしと認めます。

よって、議案第47号については委員会の付託を省略することに決しました。

これより議案第47号 佐渡市教育委員会委員の任命についての採決を行います。

本案は同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 孝君） 異議なしと認めます。
よって、本案は同意することに決しました。

○議長（佐藤 孝君） 以上で会議を閉じます。
令和4年第3回（4月）佐渡市議会臨時会を閉会いたします。
午前11時49分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

議 長 佐 藤 孝

署 名 議 員 平 田 和 太 龍

署 名 議 員 林 純 一